



## 産業廃棄物処分業許可の取り消しについて

産業廃棄物処理業者に対し、産業廃棄物処分業許可の取消処分を行いました。

### 1. 処分を受けた者

所在地 静岡県浜松市東区豊町2258番地

名称 株式会社山彦

### 2. 処分内容

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の3の2第1項第4号に基づき、産業廃棄物処分業許可を取り消しました。

### 3. 処分年月日

令和5年11月22日

### 4. 処分理由

株式会社山彦の役員は、令和3年11月18日に浜松簡易裁判所において、刑法第204条に規定する傷害の罪により罰金刑の判決を受け、令和3年12月7日に刑が確定しています。

これにより、同社は、法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号ニに該当するためです。